

令和3年度県予算並びに施策に関する要望

徳島県町村会

令和2年12月4日

徳島県知事

飯泉嘉門 殿

徳島県町村会

会長 坂口博文

徳島県町村会採択事項の実現方要望について

平素は、徳島県内町村の振興発展のため御指導、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本日、徳島県町村会12月定例会を開催し、「令和3年度県予算並びに施策に関する要望」について、満場一致をもって次のとおり採択いたしました。

つきましては、これら実現方について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

町 村 共 通 事 項

1. 新型コロナウイルス感染症対策について・・・・・・・・・・ 2
2. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進について・・・・・・・・ 4
3. 防災・減災に資する社会資本整備について・・・・・・・・・・ 6
4. 農林水産業・地域の活力創造について・・・・・・・・・・ 8
5. 医療・福祉施策・少子化対策の充実強化について・・・・・・・・・・ 10

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(要旨)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国の国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしています。

本県においても、県や市町村、関係機関等が一丸となって徹底した感染予防・拡大回避や医療体制の充実強化などの防止対策に迅速かつ強力に取り組んでいますが、予断を許さない状況にあります。また、経済面では、町村部における農林漁業や観光業、中小商工業等に深刻な状況が続いています。

今後、更なる感染拡大も懸念される中で、地域医療の崩壊を防ぐことや、介護現場の維持、児童生徒の学びの保障等をはじめとした重要課題も数多く残されており、地域経済も長期にわたり厳しい状況に置かれることが想定されるため、一層の追加対策がもとめられています。

よって、県においては、引き続き、感染症終息のための徹底した対策を実施いただくとともに、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 今後の感染拡大を防ぐため、PCR検査や抗原検査等の検査体制を拡充するとともに、無症状者や軽症者用の療養施設を十分確保すること。
- 2 感染者はもとより、医療・介護従事者やその家族等に対する偏見や差別が生じないように、広報の強化等、必要な対策を講じること。
- 3 介護サービス事業所が安心して継続的にサービスを提供できるよう、感染防止対策の徹底や介護従事者の確保も含め、引き続き、きめ細かい支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業を縮小し、経営環境が悪化した介護サービス事業所に対し、事業継続のために十分な財政支援を行うこと。
- 4 障害福祉サービスを継続的に提供できるよう、障害福祉サービス事業所に対する財政支援を行うとともに、感染防止対策の徹底と職員確保のための支援を行うこと。

5 子育て世代が安心して働くことができるよう、保育所、放課後児童クラブ等の環境整備及び保護者の利用料の減免に伴う経費等について補助を継続するとともに、減免に伴うシステム改修が必要となる場合には、経費について財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、経済的基盤が弱いひとり親家庭については、経済的支援及び相談体制を更に充実させること。

6 中小企業・小規模事業者が、資金不足や後継者不足により、事業の継続・承継を断念することのないよう、資金繰り支援等の金融支援策を継続するとともに、事業承継税制や事業承継補助金等の拡充を図るよう国に働きかけること。

7 地域経済への消費喚起・需要拡大事業については、地域の小規模事業者にも政策効果が迅速に浸透するよう、引き続き令和3年度も強力な支援を行うこと。

8 農林水産業においては、新たな日常に対応した販路開拓や、ハウスすだちや花き、阿波尾鳥などのブランド製品の需要喚起のための対策を継続するとともに、今後、収入減が見込まれる品目の次期作に係る支援や生産者の経営安定を図るセーフティネットの充実強化を国に働きかけること。

9 町村において住民生活に不可欠な路線バスやコミュニティバス、タクシー等の地域公共交通については、乗客数が大きく減少していることから、安定的に事業を継続できるよう必要な財政支援を行うこと。

また、感染拡大防止対策に係る財政支援を強化すること。

10 大規模災害発生時に開設する避難所において、感染防止を図るため感染拡大防止用品の備蓄や避難所の整備・確保に対する財政支援を拡充すること。

11 新型コロナウイルス感染症拡大により、税収等の落ち込みにより財政事情が厳しくなることが予想されることから町村における財政運営に支障が生じないよう万全な対策を講じるとともに、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保するよう国に働きかけること。

2. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進について

(要旨)

町村が、自主性・主体性を発揮し、地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策等の各種施策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税所要額の確保など、地方の自主財源の拡充による町村財政基盤の強化が不可欠であります。

農山漁村地域を多く抱える町村では、高齢化と少子化の急速な同時進行により、多くの困難に直面しています。そうした中で、町村は自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、住民等と一体となって地方創生に向けた取り組みを進めてきています。

町村が進める地方創生の取組は、政府が掲げる一億総活躍社会の実現につながるものであります。

よって、県においては、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に向けて、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、より一層のご尽力をお願いします。

記

- 1 厳しい財政状況にある中で、町村が地方創生に取り組みつつ安定的に財政運営ができるよう、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うよう国に働きかけること。
- 2 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど自由度の高い交付金とし、その規模も拡充するよう国に働きかけること。
- 3 地方への移住や定住を希望する住民のニーズに応えるため、情報提供体制の充実や農林漁業の担い手対策など就業対策の強化、医療や教育体制の充実等による居住環境の整備を図り、田園回帰の流れを加速すること。
また、移住や定住のみならず地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、とくしま回帰を一層促進すること。

- 4 所有者不明土地は、今後一層の増加が見込まれることから、発生を予防するための仕組みや放棄された土地の管理責任の所在等について制度を構築し、その解消を促進するよう国に働きかけること。
- 5 サテライトオフィス誘致対策事業を強化すること。
- 6 徳島わくわく移住支援事業について、市町村の負担を軽減するとともに、対象者を東京圏以外の都市からの移住も対象とするなど、県内への移住が一層推進されるよう更なる制度の充実を図ること。
併せて、徳島わくわく創業支援事業についても、対象者の増加に資するよう、募集期間や募集回数を見直すこと。
- 7 ふるさとクリエイター・テレワーク施設等導入促進整備事業補助金の補助事業をより円滑に実施することができるよう、町村が事前に実施する物件取得や増改築についても補助対象とするよう要件を見直すこと。
- 8 地域公共交通に対する財政支援を拡充すること。
また、路線バスと地域コミュニティバスの連携強化など、地域の実情に応じた公共交通網の再編を推進すること。
- 9 ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、小・中学校における校内ネットワーク環境やGIGAスクール構想の費用にかかる財政措置を継続・拡充するよう国に働きかけること。
また、学校用ソフトウェアも含む端末の更新費用やランニングコスト等も含めた財政支援とすること。
- 10 これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が図られるよう、過疎地域が果たしている役割を評価して新しい理念を確立し、総合的な過疎対策を促進するための新たな法律を制定するよう国に働きかけること。
- 11 個人番号カード取得促進や情報システムの標準化・クラウド化など行政のデジタル化の推進にあたっては、万全の人的・財政的支援を行うこと。

3. 防災・減災に資する社会資本整備について

(要旨)

徳島県においては、全国と比べ、道路や河川などの整備が大幅に遅れており、これらの社会資本は、地方が自立し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するために必要不可欠なものであります。

こうした中、本年7月には、九州地方を中心に集中豪雨が襲い、9月には、超大型台風が接近するなど、気候変動に伴う大規模風水害への備えが急務となっています。

加えて、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震から、県民の生命・財産を守り、経済・産業活動を継続するには、これまで以上に県土強靱化の取組を加速させるとともに、事前復興の推進が求められています。

よって、県においては、防災・減災に資する社会資本整備について、下記事項を国に強く提言するとともに、より一層のご配慮とご尽力をお願いします。

記

- 1 必要な社会資本整備を計画的に進められるよう、必要な予算の総額を確保するとともに整備の遅れた地域にも十分配慮できる仕組みとすること。

とりわけ、整備が遅れている国道及び県道については、地域の実情に即し、均衡ある道路網として整備を推進すること。

- 2 避難路や避難施設等の整備を支援する「とくしまゼロ作戦」県土強靱化推進事業については、令和3年度以降も継続するとともに、補助対象事業の拡充や拡大など、更なる制度の充実を図ること。

- 3 防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措置を講じられるよう国に働きかけること。

また、大規模災害時に生じる災害廃棄物の処理については、被災町村の負担とならないよう、国において万全の財政支援措置を講じるよう国に働きかけるとともに、広域での災害廃棄物処理を円滑に実施することができるよう、体制の整備・拡充を図ること。

- 4 国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策については、引き続き頻発・激甚化する災害に対応するため、事業の延長及び拡充を図るよう国に働きかけること。
特に、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。
- 5 災害対策基本法をはじめとする関係法令や国の計画に「事前復興」を定義づけるとともに、地方の取組を総合的に支援する交付金などの支援制度を創設するよう国に働きかけること。
- 6 地籍調査事業の安定的な事業予算の確保を図ること。
- 7 消防団の装備の充実強化に係る財政的支援を講じること。
- 8 「津波回避バイパス」となる阿南安芸自動車道「海部野根道路」の更なる事業促進と、「牟岐～多良」間の早期事業化を図るよう国に働きかけること。
- 9 吉野川及び旧吉野川の無堤地区等の早期解消及び流域の内水対策を推進すること。
- 10 大型台風・集中豪雨などによる床上浸水や生活道の冠水を解消するため、河川の堤防の改修・補強、漏水対策、堆積砂利等の除去、河道拡幅などの県内全域の河川改修を早急に進めること。
- 11 徳島県単独急傾斜地崩壊対策事業の県費補助率を見直し、住民の負担軽減を図ること。

4. 農林水産業・地域の活力創造について

(要旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料・水・エネルギーの供給、自然環境の保全や浄化、人と自然との豊かなふれあいの場としての機能などを有する、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産であります。

しかしながら、これらの地域においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っています。

特に、農業産出額等の約4割を占める中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増しています。

また、TPP11協定などの大型経済連携協定が相次いで発効されるなど、急速な経済のグローバル化により、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与えることが懸念されます。

このようなことから、国・県においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組を積極的に推進することが必要であります。

よって、次の事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、より一層のご尽力をお願いします。

記

- 1 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域においては、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大、経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。
また、安心して営農が続けられるよう地域の実情や需要に応じた米づくりを推進すること。
- 2 日米貿易協定・TPP11協定・日欧EPA等により影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、万全の措置を講ずることや、各地域によって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金」(仮称)の創設について国に働きかけること。
- 3 本年度で造成が終了する「農林水産業未来創造基金」については、本年発効された日米貿易協定の影響による農林漁業者の不安を払拭するため、更なる積み増しを行い、守りと攻めのグローバル化対策を一層強化すること。

- 4 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実情に応じた対策を講じること。
- 5 木材の需要拡大に向け、CLTなど木材製品の高品質化や加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、建築物の木造化・木質化及び非住宅木造建築の設計・整備への支援等による県産材の利用促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。
- 6 森林・林業基本計画の見直しにあたっては、地域の実情を十分踏まえ、林業・木材産業の再生や山村の活性化が図られるよう、財源・実施行程・人材育成等について、実効性のある計画を策定するよう国に働きかけること。
- 7 漁業所得の向上を目指し、漁村地域自らが策定する「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の着実な推進に対する支援を強化するとともに、次代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けた支援の充実を図ること。
また、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向け、ハード・ソフト両面からのきめ細やかな支援を実施すること。
- 8 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティ活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実強化すること。
- 9 日本型直接支払制度の対象事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保するよう国に働きかけること。
- 10 鳥獣被害対策については、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁や関係機関との連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
また、鳥獣被害防止対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充をはかり、必要な財源を確保すること。
さらに、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、ジビエ料理の普及等、捕獲鳥獣の食肉利用を促進すること。

5. 医療・福祉施策・少子化対策の充実強化について

(要旨)

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進する必要があります。

また、子ども・子育て支援新制度のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策が求められております。

一方、介護支援制度は、制度発足以来、利用者が増加の一途を辿り、給付費も急速に増大しており、同制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっており、平成30年度から新制度に移行した国民健康保険制度についても、安定的な財政運営や事務の統一化等課題が残されています。

よって、県においては、総合的な医療・福祉、少子化対策を充実強化するため、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、より一層のご尽力をお願いします。

記

1 地方における医師や看護師、医療従事者の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師や看護師、医療従事者が確保できる仕組みを早急に確立すること。

また、地域医療を支えるへき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。

2 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施し、町村の実情に応じて財政支援を講じるとともに、システムの改修等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置するよう国に働きかけること。

また、県内全市町村で統一した基準で給付事務を運営できるよう、細かな事案の対応を含めたマニュアル等の作成、情報交換の場を設けるなどの市町村への適切な指導・助言を行うこと。

3 「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しに当たり、県からも国に対し、当制度の実施状況やインセンティブ効果についての検証を要望すること。

また、今後の県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣向を踏まえた検討を行うこと。

- 4 風しんに関する追加的対策については、町村に財政負担が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保するよう国に働きかけること。
- 5 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善を図るなど保育士の「新たな働き方」の創出と実践を図るとともに、保育補助者や保育支援者の雇用制度を整備すること。
- 6 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に当たり、財源については、引き続き、地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保するよう国に働きかけること。
- 7 児童虐待防止のため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- 8 介護離職ゼロを達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。
- 9 安心して子供を産み育てる環境づくりの後押しとして、徳島県子どもはぐくみ医療費助成制度の補助対象を18歳まで拡充すること。
- 10 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関であり、また、新型コロナウイルス感染症対策では住民の命と健康を守る砦としての役割を担うなど、その機能と役割は、従来の視点だけではない重要性が増しているため、拙速な再編統合を強制しないよう国に働きかけること。
- 11 国民健康保険健康家庭表彰について、選考基準に特定健診やがん検診の受診の有無を含める等、予防や健康づくりに主眼を置いたものに見直すこと。

町村個別事項

- ・ 医師の確保について（勝浦町）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ 過疎対策事業債の対象事業の拡充について（上勝町）・・・・・・・・ 14
- ・ 過疎対策事業債のさらなる充実の早期実現について（佐那河内村）・・・・ 14
- ・ 県道高原石井線歩道整備について（石井町）・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ 県道神山国府線に架かる行者野橋の架け替えについて（神山町）・・・・ 15
- ・ 情報通信基盤整備後の設備更新費用への財政支援について（那賀町）・・・・ 15
- ・ 徳島県立海部病院の機能強化について（牟岐町）・・・・・・・・・・・・ 15
- ・ 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等に対する補助制度の創設ならびに土砂災害特別警戒区域の計画的解除について（美波町）・・・・・・ 16
- ・ 医療体制の充実強化について（海陽町）・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・ 広域交通網（航空便及び都市間高速バス）への支援について（松茂町）・・・・ 17
- ・ 今切川の無堤地区解消について（北島町）・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・ 一般財源総額の確保について（藍住町）・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・ 緊急防災・減災事業債の延長について（板野町）・・・・・・・・・・・・ 18
- ・ 緊急浚渫推進事業の実施について（上板町）・・・・・・・・・・・・ 18
- ・ 水防法により指定された河川以外の河川に係る洪水浸水想定を作成について（つるぎ町）・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・ 徳島自動車道の早期4車線化の実現について（東みよし町）・・・・・・ 19

○勝浦町

医師の確保について

勝浦病院では、常勤医師が不足し、地域医療の確保に不安が生じています。

さらに、当直回数の増加等、厳しい環境に置かれるため医師確保が難しい状況となっています。

医師の確保については、勝浦病院だけでなく他の自治体立病院においても苦慮していることは承知していますが、特に規模の小さい町立病院での医師の確保は難しく、今後、病院としての機能を維持することが困難になるのではないかと憂慮しています。

医師が確保できれば、高齢化が進む地域住民の安全・安心につながり、他の医師の勤務環境が改善され、今後の医師の確保に向けた取組にも追い風になると考えられます。

つきましては、常勤医師の派遣をしていただきますよう要望します。

○上勝町

過疎対策事業債の対象事業の拡充について

本町では、地域産業の振興や若年層の雇用創出、子育て環境の整備推進など人口確保に向けた取組が急務であり、その財源として過疎対策事業債は必要不可欠なものであります。

これまで、ソフト対策事業の追加など対象事業の見直しが図られてきたところではありますが、上水道関係事業や公共施設の除去、道路の維持・補修、空き屋（長期の借入を含む）の改修など、多様な財政需要に対応できるよう対象事業の拡充について国へ要望していただきたい。

○佐那河内村

過疎対策事業債のさらなる充実の早期実現について

現在、国においては、令和3年3月に期限切れとなる過疎地域自立促進特別措置法に代わる法案の検討が進められており、県は、こうした動きに合わせ、過疎対策事業債の見直しをはじめ、新たな過疎対策についての提言をとりまとめ、本年7月に総務省へ要望活動を実施していただいたところです。

本村では、次年度以降、新庁舎建設をはじめ、移住・交流の推進を中心とした新たな取組みの展開を予定しており、その安定的な財源の確保が急務となっています。

つきましては、普通交付税と並ぶ貴重な財源となっている「過疎対策事業債」の充実を、新過疎法に盛り込むとともに、法施行に合わせて速やかに実施するよう国へ要望していただきたい。

○石井町

県道高原石井線歩道整備について

一般県道高原石井線は一部道路幅員が狭隘であり、車両の通行も多く児童の通学や、その他自転車、歩行者等が危険な状態にあります。

また、旧県道徳島鴨島線から一般県道平島国府線までを両側歩道片側1車線の町道で繋いでおり、石井環状道路にも位置づけており、平島国府線から南進させることにより、通学路の安全確保、国道192号、主要地方道石井神山線とアクセスし、徳島市、吉野川市、神山町との交流発展にも不可欠であります。

こうしたことから、県道高原石井線（重松工区）事業採択については、「徳島県主要地方道石井神山線並びに高原石井線整備改良促進期成会」により以前から要望していますが、現在のところ手つかずの状態であります。

つきましては、児童等道路利用者の安全・安心の確保のため、立石橋から国道192号横断歩道橋までの間を、先行して早急に歩道整備に着手していただくよう要望します。

○神山町

県道神山国府線に架かる行者野橋の架け替えについて

昭和36年に架設された行者野橋（橋長109.8m）は、主要地方道神山鮎喰線と主要地方道石井神山線を結ぶ橋梁で、地域の活性化や「南海トラフの巨大地震」などの自然災害に備え、災害時には地域の避難路となるなど重要な役割を果たす橋となっています。

しかしながら、幅員狭小なうえ老朽化も著しく、耐震化もされていません。

また、新童学寺トンネル開通など周辺の道路整備も進み、交通量も増え、朝夕の通勤時間帯には渋滞が発生し、観光シーズンにはガードマンの配置が必要となるなど通行に支障をきたしており、これを解消するため早期整備は重要な課題となっています。

つきましては、これらの事情を加味していただき行者野橋の架け替えを早期に着工していただくよう要望いたします。

○那賀町

情報通信基盤整備後の設備更新費用への財政支援について

本町では、テレワークやICT教育推進に必要な光ファイバー等情報通信基盤は必要不可欠なものとなっており、総務省の補助事業によりケーブルテレビネットワークと併せて整備を行い令和2年度補正予算までで98%が完了します。

しかし、最初に整備を行った地区では整備からすでに7年が経過し、設備の更新時期となっています。設備の更新については、補助事業の対象外となっていることから、大きな財政負担が伴います。

つきましては、安定的な情報通信基盤を維持するために、情報通信基盤の設備更新費用を補助対象に追加するよう国へ要望していただきたい。

○牟岐町

徳島県立海部病院の機能強化について

海部郡においては、少子高齢化が特に進んでおり、疾病構造の変化、医療技術の進歩等医療関係の急激な変化に伴い、地域住民の医療ニーズも健康への関心の高まりと相まって多様化、高度化しています。

このような状況の中、地域住民の生命を守ることを最重点として、地域の実情に即した保健医療サービスを積極的に推進していくため、徳島県立海部病院の機能強化について下記の項目を要望します。

- ・小児科及び産婦人科の存続と機能の充実
- ・救急指定病院としての体制の強化
- ・住民が等しく高度な医療を受診できる地域中核病院としての整備
- ・現状の診療科目を維持するための専門医師の確保

○美波町

土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等に対する補助制度の創設ならびに土砂災害特別警戒区域の計画的解除について

来る南海トラフ巨大地震により甚大な被害を受けると予測されている美波町では、平地部の多くが津波防災地域づくりに関する法律による津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されています。そのため、住民の中には津波の影響を受けない高台等に住宅の建築、あるいは高台等にある既存空き家の購入・増改築等を検討している人がいますが、山側には土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）があるため、事前の高台移転は難しい状況です。

高台移転が進めば、住民は住み慣れた地域に住み続けることができ、南海トラフ地震津波の避難対象者が減るだけでなく避難所スペースの確保にもなり、さらには応急仮設住宅の必要数の減少にも繋がります。

つきましては、土砂災害特別警戒区域で住宅の建築等を行う際、外壁の補強や防護壁の設置に対する補助制度の創設、さらに、急傾斜地崩壊対策事業等の対策工事により、土砂災害防止施設の整備や、盛土・切土等による地形的条件を改変することで、土砂災害警戒区域の計画的な解除を進めていただくよう要望します。

特に避難所等がある公共性・緊急性の高い箇所において、優先的に進めていただくよう要望します。

○海陽町

医療体制の充実強化について

現在、医療提供体制「徳島医療コンソーシアム」や「海部・那賀モデル」において、常勤医師等の確保についてご尽力頂いているところであります。しかしながら、僻地の各医療機関においては、医師の確保をはじめ、看護師及びコメディカルの人材不足が大きな課題であります。

また、「徳島医療コンソーシアム」や「海部・那賀モデル」において、医師をはじめ、看護師及びコメディカルの相互連携（施設間の交流）の強化を図ることにより、新たな人員が確保できるまでの間、地域住民に対し安心した医療を提供できるとともに、僻地医療における人材不足の解消も期待できます。

つきましては、より一層の連携・強化を要望します。

○松茂町

広域交通網（航空便及び都市間高速バス）への支援について

今春以降、新型コロナウイルスへの感染を予防するため、都道府県境を越える移動が大きく制限されました。徳島阿波おどり空港を離発着する航空便も、その多くが運休となり、10月ダイヤにおいてもJAL便・ANA便ともに従前の半数程度の運行に留まっています。また、本町の「とくとくターミナル」などを発着する都市間高速バス（徳島バスグループ、JRバス・本四海峡バスグループ、海部観光）も、緊急事態宣言期間中には全便運休となるなど、現在に至るまで未曾有の旅客数の減少に苦しんでいます。

夏からは「Go To トラベル」キャンペーンなどにより徐々に需要が回復しつつあるとはいえ、その状況は依然厳しいものがあります。

本県として広域交通網を維持する観点から、JAL・ANA並びに航空貨物事業者、また都市間高速バス事業者等を十分に支援し、「コロナ後」に向けた産業振興と旅客誘致のためのインフラを維持・確保するよう要望します。

（具体例）

- ・県産品（新鮮な農産品等）の航空貨物輸送の積極的奨励と運賃補助
- ・「Go To トラベル」キャンペーンを利用した来県者への県独自の加算補助
- ・JAL・ANAによる国内チャーター便への支援
- ・都市間高速バスの車両・ドライバーを活用した中距離ツアーに対する支援
など

○北島町

今切川の無堤地区解消について

今切港付近には、河川堤防のない無堤地区が存在し、大正元年の大洪水により浸水するなど、過去には浸水被害が発生しております。

また、近年、スマートインター付近において開発が急速に進んでおり、無堤地区の解消を図ることが急務となっています。

現在、今切川の改修を国において取組んでいただいておりますが、今切川流域の安心・安全のため無堤地区の早期解消に向けて国へ要望していただきたい。

○藍住町

一般財源総額の確保について

現在、国の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業等の「納税猶予」を実施していますが、経営環境が厳しくなっていることを実感しています。

今年の所得や収益をベースに課税する来年度の税収については、住民税を中心に影響を受ける可能性があると考えています。

交付税の原資となる法人税、所得税等も同様に厳しい状況ではあることは承知していますが、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、臨時財政対策債の振替を安易に行わないよう国へ要望していただきたい。

○板野町

緊急防災・減災事業債の延長について

緊急防災・減災事業債については東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある地方単独事業が対象であり、平成29年度で終了予定であったが、令和2年度まで延長されたところです。

本町では、この事業債を活用し、避難所の耐震化及び施設の充実、また、道の駅「いたの」においては、防災資機材等備蓄施設や避難所等防災拠点基地としての整備に充当しております。

今後につきましても、近い将来発生が予測される南海トラフ地震、また、現在のコロナ禍の中、避難所の分散化等による避難所の耐震化及び施設整備が更に必要となることから、本事業債の延長及び恒久化また拡充など十分な財源措置が講じられるよう国へ要望していただきたい。

○上板町

緊急浚渫推進事業の実施について

昨今、地球温暖化の影響もあり、全国各地で河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次いでいます。本町では宮川内谷川を始め多くの県管理河川がありますが、長年による土砂の堆積により河床の上昇・樹木の繁茂による河道埋塞の危険があります。特に、平成16年には台風が四国に6個上陸し、中でも台風23号により大量の土砂が堆積しています。

つきましては、今年度から創設されている「緊急浚渫推進事業」を実施し、県管理河川の堆積土砂の撤去や樹木の伐採等を要望します。

○つるぎ町

水防法により指定された河川以外の河川に係る洪水浸水想定区域図の作成について

現在、町内を流れる主な河川は「吉野川」、「貞光川」、「半田川」の3河川であり、吉野川は国、貞光川も県により「洪水予報河川」、「水位周知河川」にそれぞれ指定され、洪水浸水想定区域図が公表されています。

しかし、半田川については平成16年台風23号、平成17年台風14号と連続して河川がはん濫し、住宅に床上浸水の被害が発生していますが「洪水予報河川」または「水位周知河川」に指定されておらず、洪水浸水想定区域図がないのが現況です。現在、半田川に係る地域でも防災・減災に関する取組を推進しておりますが、地域住民の方から「実際にどのあたりまで浸水する危険があるのか」とご質問をいただいても平成16年、17年の災害において被害があった地域をお伝えするに止まっています。実際に災害を経験された世代の方にはご理解いただけますが、新しい住民の転入などにより地域の世代交代も進んでおり、災害を知らない世代が増加しています。

つきましては、地域防災力のさらなる強化・向上のために、半田川についても洪水による浸水の危険性のある範囲が把握できる図面を作成していただけるよう要望します。

○東みよし町

徳島自動車道の早期4車線化の実現について

国土交通省は昨年9月に全国の高速道路の内、徳島自動車道藍住ICから川の江東JCTを含む122区間880kmを4車線化するとの方針を示し、財源を確保しながら10～15年をかけて完成を目指すとしているところです。

この改良により徳島自動車道2車線区間の約8割が解消されるとのことで、高松自動車道との競合で遅れをとる徳島自動車道周辺地域の活性化や走行の安全性向上に大きな期待が寄せられています。

これは徳島県などによる今までの地道な要望や提言活動などの成果によるものと考えますが、コロナ禍の状況において今後計画変更や遅延等が起こらないように、また、残る2車線区間についても早期に解消されるように継続して国やNEXCO西日本に要望していただきたい。